

# 岐 阜 県 公 報

## 目 次

岐阜県税条例の一部を改正する条例

( 税 務 課 )

ページ  
二

### 本号で公布された条例のあらまし

岐阜県税条例の一部を改正する条例（条例第二六号）

#### 一 不動産取得税

1 東日本大震災により滅失し、又は損壊した家屋（被災家屋）の所有者等が、被災家屋に代わるものと知事が認める家屋（代替家屋）を取得した場合において、その取得が平成三三年三月三十一日までに行われたときに限り、価格に代替家屋の床面積に対する被災家屋の床面積の割合を乗じて得た額を価格から控除する課税標準の特例措置を講ずることとした。（附則第二二条関係）

2 被災家屋の敷地の用に供されていた土地（従前の土地）の所有者等が、代替家屋の敷地の用に供する土地で従前の土地に代わるものと知事が認める土地を取得した場合において、その取得が平成三三年三月三十一日までに行われたときに限り、価格に代替家屋の用に供する土地の面積に対する従前の土地の面積の割合を乗じて得た額を価格から控除する課税標準の特例措置を講ずることとした。（附則第二二条関係）

#### 二 軽油引取税

揮発油価格高騰時における軽油引取税の税率の特例規定の適用停止措置は、その適用を停止することとした。（附則第二三条関係）

三 この条例は、公布の日から施行することとした。

条例

岐阜県条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十三年四月二十七日

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県条例第二十六号

岐阜県条例の一部を改正する条例

岐阜県条例(昭和二十五年岐阜県条例第二十二号)の一部を次のように改正する。  
附則に次の二条を加える。

(東日本大震災による被災家屋の代替家屋等の取得に係る不動産取得税の課税標準の特例)

第二十二条 東日本大震災(平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。)により滅失し、又は損壊した家屋(以下この条において「被災家屋」という。)の所有者その他の施行令附則第三十一条第一項に規定する者が、当該被災家屋に代わるものと知事が認める家屋(以下この条において「代替家屋」という。)の取得をした場合における当該代替家屋の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、当該取得が平成二十三年三月三十一日までに行われたときに限り、価格に当該代替家屋の床面積に対する当該被災家屋の床面積の割合(当該割合が一を超える場合は、一)を乗じて得た額を価格から控除する。

2 被災家屋の敷地の用に供されていた土地(以下この項において「従前の土地」という。)の所有者その他の施行令附則第三十一条第二項に規定する者が、代替家屋の敷地の用に供する土地で当該従前の土地に代わるものと知事が認める土地の取得をした場合における当該土地の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、当該取得が平成二十三年三月三十一日までに行われたときに限り、価格に当該土地の面積に対する当該従前の土地の面積の割合(当該割合が一を超える場合は、一)を乗じて得た額を価格から控除する。

(揮発油価格高騰時における軽油引取税の税率の特例規定の適用停止措置の停止)

第二十三条 附則第十二条の五の二の規定は、東日本大震災の被災者等に係る国税関係

法律の臨時特例に関する法律(平成二十三年法律第二十九号)第四十四条の別に法律で定める日までの間、その適用を停止する。

附則

この条例は、公布の日から施行する。